

特集にあたって*

伊藤 利之¹⁾

Key Words : 重度障害, 重複障害, 就労

職業リハビリテーションに関連する施策は、わが国においては労働行政だけでなく、厚生行政あるいは文部行政においても行われている。その中で最近の動向は対象者の重度・重複化が進んでいることである。とりわけ厚生行政における職業リハビリテーションの守備範囲は広く、その到達ゴールも職業的・経済的自立のみを目指すものではない。すなわち、労働行政の範疇と考えられる雇用をゴールとした、リハビリテーションの対象にはならないものも含んでおり、実際には一般雇用には至らない障害者の就労機会の提供が主たる業務になっていると言っても過言ではない。

重度・重複障害者であろうと、精神薄弱者や精神障害者であろうと、医学的・社会的リハビリテーションに続くサービスとして、そのハンディキャップを前提とした就労の場が保障されるべきであるし、必要に応じて保護的措置がとられるべきである。ILOの条約においてもこの方向は確認されており、対象の拡大という点については国際的コンセンサスがあるといえよう。

では、その受け皿はすべて厚生行政なのか。現場的発想をすれば、実は厚生行政もその一部しか対象にしていないというのが実態であり、すべての受け皿になることは困難である。しかし、このような対象者は少なくとも厚生行政の施策の中で職業リハビリテーションのサービスを受け、そのうえで一般雇用か福祉的就労かを選択する過程が必要であろう。医学的リハビリテーションに引き

続き、社会、職業リハビリテーションのサービスが一貫して提供されることが重要である。そこでは雇用の条件である労働時間や集団適応などの問題が適切に評価されなければならないであろう。

しかし、わが国の厚生行政における職業リハビリテーションの問題は、第1に、法体系が障害別に組まれており重複障害に対応しにくいという、このような評価能力に乏しいことである。障害者更生相談所の医学的・心理的・職業的評価に依存している現状では、実際的な判断は困難であると言わざるを得ない。第2に、福祉的就労の幅は非常に広いが法制度で保障されている範囲はごく限られており、その他はわずかな経済的援助があるに過ぎないことである。このため、たとえ更生相談所の判定を受けたとしても、適切な就労の場が提供されることは稀であり、重度・重複障害者の働く権利は実際には行使できない状態にあるといえよう。

わが国においては、職業リハビリテーションの対象の拡大とともに、医学、社会、職業リハビリテーションの一貫した流れの中に位置づけられたサービスメニューの提供と、福祉的就労の場を飛躍的に拡大することが求められているのである。労働行政における一般雇用枠の拡大も重要な課題ではあるが、それ以上に福祉的就労の場の確保が緊急焦眉の課題であり、その位置づけと役割を明確にする必要がある。労働行政と厚生行政の縦割りのなかで、一貫性を欠いたサービスが日常的

* An Introduction to Special Articles.

¹⁾ 横浜市総合リハビリテーションセンター障害者更生相談所：〒222 横浜市港北区鳥山町1770
Toshiyuki Ito, MD : Yokohama Rehabilitation Center

に行われており、多くの無駄な努力と職場の不応による挫折感を一生の心の傷として刻印されてしまう悲劇が生じている。この現実は一日も早く解決しなければならない。

本特集では、職業リハビリテーションにおける対象の拡大という最近の動向をテーマに、わが国における労働および厚生行政下における実態を紹介することをねらいとした。そこで、小川氏には総論的に最近の動向を論じてもらい、松井氏には労働行政における雇用対策としての職業リハビリテーションについて、総括的に紹介してもらうことにした。そのうえで、対象の拡大にともなう問題になるであろう重度障害者、精神薄弱者、精

神障害者の就労問題という非常に難しいテーマについて、藤井、松田、野津の各氏に、それぞれの現場で努力されてきた実践的な報告をお願いした次第である。

前記したように、そこには種々の問題が山積しており、これらは一朝一夕に解決できるとは思えない。しかし、行政的課題は別にして、医学的リハビリテーションの立場からも職業リハビリテーションとの一貫したサービス体系が求められていることを念頭に、障害の評価、とりわけ能力障害(disability)の評価について検討する価値があるように思われる。



重症児小規模通園5か所ずつ（厚生省児童家庭局） 精薄者デイサービスセンターも

厚生省の全国民生主管部局長会議で明らかになった新規事業の概要のうち児童家庭局分の3事業は次の通り。

重症心身障害児通園モデル事業(小規模型)の創設
従来より実施(定員15人)してきたものを、新たに小規模型として創設するもの。

1. 事業内容

実施施設の選定：従来の実施施設は、重症心身障害児施設併設だったが、小規模型の場合、都道府県知事・指定都市市長が児童相談所長などの意見を参考に、申請のあった在宅の重症心身障害児(者)のうち通園になじむ者を重症心身障害児施設や地域の実情に応じて肢体不自由児施設その他の施設利用の可能性も含めモデル事業としての意義に照らして、適切な施設を選定し実施する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市(事業の一部を社会福祉法人に委託も可)。なお、関係市町村の費用一部分担を検討中。

3. 補助内容

実施か所数：既存型・小規模型各5か所。

精神薄弱者デイサービスセンター(重介護型)

在宅で家族などの介護を受けて生活している精神

薄弱者に介護機能回復訓練を主眼としたデイサービスセンターを創設し、在宅の重度精神薄弱者の一層の福祉向上を図るもので、重介護型を整備することにし、これに補助する。

強度行動障害特別処遇事業

1. 事業内容

精神薄弱者更生相談所または児童相談所が「強度行動障害」と判定した者のうち、この事業の対象にふさわしい者を、措置決定する。その際、真に重度のものから優先的に受け入れが行われるよう、各都道府県・指定都市内における各措置機関間での広域的な優先順位の調整について留意する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市。

3. 補助内容

(1) 1か所当たり補助基準額942万円、(2) 補助対象経費：実施施設の運営に要する措置費とは別に、本事業の実施に必要な職員の人件費や事業費(嘱託職員の手当などを含む)を補助する、(3) 補助率2分の1(国2分の1、都道府県・指定都市各2分の1)、(4) 補助対象か所数3か所。

(福祉新聞 1993年2月8日)